

犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時における家具等の転倒及び移動による人的被害の軽減を図ることを目的として家具等転倒防止器具を設置する者に対して交付する犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 たんす、食器棚、書棚、冷蔵庫その他これらに類する床置型の家具類をいう。
- (2) 家具等転倒防止器具 家具等の転倒及び移動を防止するために有効な金具、器具等をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録された住所に現に居住し、かつ、自らが居住する住宅（借家の場合にあっては、家具等転倒防止器具の取付けについて当該借家の所有者又は管理者の承諾を得た場合に限る。）に設置された家具等に家具等転倒防止器具を取り付けた個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税又は犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税を滞納している者
- (2) 過去に犬山市家具等転倒防止器具取付事業実施要綱（平成28年要綱第22号）に基づく事業を利用したことがある者が属する

世帯の構成員

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家具等転倒防止器具の購入に要する費用及びその取り付けに付随して発生するものとして市長が認める費用とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の世帯につき1回に限る。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、家具等転倒防止器具の取付けを完了したときは、犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、当該家具等転倒防止器具を取得した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費に係る費用の領収書の写し
- （2） 家具等転倒防止器具の取付けの状況が分かる写真
- （3） その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条の交付決定を受けた者は、犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金交付請求書（様式第3）に振込先の金融機関の名称、口座番号及び口座名義人が分かる書類の写しを添えて、当該交付決定に係る通知の日から起算して20日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 犬山市家具等転倒防止器具取付事業実施要綱（平成28年要綱第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「過去に事業を利用したことがある者が属する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 過去に事業を利用したことがある者が属する世帯

(2) 過去に犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金交付要綱（令和7年要綱第29号）に基づく補助金の交付を受けたことがある者が属する世帯

様式第 1 （第 6 条 関 係）

年 月 日

犬山市長

申請者
住 所
氏 名
(連絡先)

犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金交付申請書

犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金の交付を受けたいので、犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、市税等の納付状況及び設置する住宅の状況を犬山市長が調査することに同意します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 設置した家具等転倒防止器具の種類
〔 つっぱり棒 ・ L 字金具 ・ ストッパー ・ 粘着マット ・ ひも状金具
その他 () 〕

3 補助対象経費・内訳

購 入 費	円
設 置 費	円
補助対象経費計	円

(添付書類)

- 1 補助対象経費に係る費用の領収書の写し
- 2 家具等転倒防止器具の取付けの状況が分かる写真
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

犬山市長

㊟

犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金については、下記のとおり決定したので犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付・不交付の別 _____
- 2 交付決定額 金 _____ 円
- 3 不交付の理由 _____

様式第3（第8条関係）

犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金交付請求書

年 月 日

犬山市長

住 所
氏 名
(連絡先)

下記のとおり、犬山市家具等転倒防止器具設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 _____ 円

2 交付指令年月日 年 月 日 指令第 号

3 補助金の振込先

(フリガナ)														
口座名義														
金融機関名	銀行 金庫 農協	金融機関 コード												
支店名	本店 支店	支店コード												
預金種別	1. 普通 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他 ()													
口座番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>													

添付書類

振込先の口座通帳の表紙等の写し
(金融機関名、口座番号及び名義人が分かるもの)